

北海道告示第 10408 号

浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）の内容についての説明会を次のとおり開催する。

令和 6 年 3 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 九電みらいエナジー株式会社
代 表 者 の 氏 名 代表取締役 水町 豊
主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区薬院三丁目 2 番 23 号 KMG ビル 8 階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画
種 類 風力（陸上）発電所の設置の工事
規 模 出力 最大 25,800 kW
- 3 事業実施想定区域
枝幸郡浜頓別町
- 4 北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号）第 3 条の 4 第 2 項の規定による第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
枝幸郡浜頓別町及び枝幸町

5 説明会の開催日時、場所及び収容人員

日 時	場 所	収容人員
令和 6 年 3 月 16 日（土） 14時00分から16時00分まで	枝幸町中央コミュニティセンター コミュニティホール (枝幸郡枝幸町本町880番地)	50人
令和 6 年 3 月 17 日（日） 13時00分から15時00分まで	浜頓別町交流館 多目的ホール (枝幸郡浜頓別町中央北21番地 1)	50人

6 説明会の開催方法

- (1) 説明会は、知事の指名する職員（以下、「主宰者」という。）が主宰する。
- (2) 説明会への入場は、先着順とする。

- (3) 主宰者は、事故の防止その他必要があると認めるときは、入場しようとする者の入場を制限することができる。
- (4) 入場者は、配慮書の記載事項について質疑を行おうとするときは、その都度、主宰者の許可を受けなければならない。
- (5) 主宰者は、質疑の許可を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、質疑の時間を制限することができる。
- (6) 主宰者は、質疑の許可を受けた者が、配慮書の記載事項以外の事項について若しくは制限された時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、質疑を取り消すことができる。
- (7) 主宰者は、説明会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、説明会の秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

7 説明会の延期又は中止

主宰者は、天災地変その他の理由により説明会を開催し、及び継続することが困難であると認めるときは、説明会を延期し、又は中止することができる。

8 説明会に関する照会先

北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係
(札幌市中央区北3条西6丁目)
電話：011-204-5981 (直通)